

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 第 2 回滋賀県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	令和 8 年 8 月 3 日（月） 9 時 22 分～11 時 25 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人 （定数 3 人） 労働者代表委員 3 人 （定数 3 人） 使用者代表委員 3 人 （定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 片山 聡 木下康代 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 大日陽一郎 水野 透 事務局 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について（金額審議） ・ その他
議事録	別紙のとおり

○木下部会長

ただ今から、第2回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から2点申し上げます。

1点目は、本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開としており、傍聴の申込を受け付けたところ、傍聴を希望される方が3名おられましたので、ご報告いたします。傍聴席の皆様には、「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。また、本専門部会は、運営規程に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせいたします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名のご出席をいただいております。したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。以上です。

○木下部会長

それでは、議題（1）「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。

前回の専門部会では合意に至らず、労使各側で、歩み寄りについてお考えいただいたと思いますので、今回も、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。

前回の専門部会終了の際、今回の個別協議を使用者側から行うことと確認しております。協議を始めるに当たり、使用者側は、どのくらいの時間が必要でしょうか。

○池田委員

10分いただけるでしょうか。9時35分には参りたいと思います。

○木下部会長

それでは、専門部会を一時休会として、公・使の個別協議を9時35分から行います。事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

本日の待機していただく部屋は、労働者側は5階労働基準部長室、使用者側は4階テレビ会議室を用意しております。それぞれ、職員がご案内いたします。また、傍聴の方につきましては4階打合せ室を用意しておりますので、私のご案内いたします。それでは、移動の方をお願いします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、個別に協議を行い、労使双方からご意見をお伺いしました。使用者側と労働者側の本日の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、地域間格差の是正や生計費を重視すべきだという主張をもとにしつつ、連合がとりまとめた令和8年春闘の結果の有期短時間契約等労働者の賃上げ額を参考にした金額のご主張をされました。使用者側は、法定の三要素をバランスよく見るべきだというご主張をもとに、令和8年度の日商がとりまとめた春闘の賃上げ率を参考にした金額をご主張されました。

本日合意に至りませんでした。

使用者側からは、本日、これ以上の金額提示はできないとのことですので、本日の協議はここまでとさせていただきます。

次回は、使用者側からの個別協議で始めさせていただきます。

なお、次回の第3回が、最終の専門部会を予定しておりますので、終審となりますよう、労使共に歩み寄りをよろしくお願いします。最後に、議題（2）「その他」ですが、皆様から何かございますでしょうか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

はい。第3回の専門部会は、8月5日水曜日午前9時30分からこの会議室で開催いたします。以上です。

○木下部会長

それでは、これで第2回専門部会を終了します。お疲れ様でした。